

鳥取県病院局訓令第4号

鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年6月29日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程（平成7年鳥取県病院局企業訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(産業医) 第6条 略 2 産業医は、病院長が選任する。	(産業医) 第6条 略 2 産業医は、 <u>当該病院の職員のうちから</u> 病院長が選任する。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。